防火管理業務の委託に関する契約書（記載例）

　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、防火管理者の行う業務について、以下のとおり契約を締結する。

（防火管理上必要な業務の委託）

第１条　甲は、甲の所有する次の防火対象物について、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条第１項の規定に基づき、甲が行うべき防火管理上必要な業務を、乙に委託する。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名　称 |  |

（防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限）

第２条　甲は、乙に対し、消防法施行規則（昭和３６年自治省第６号。以下「規則」という。」）第２条の２第２項第１号に規定する、甲が持つ次の権原を付与する。

1. 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
2. 避難施設等に置かれた物を除去する権限
3. 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
4. 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
5. 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止、危険物の持ち込みの制限に関する権限
6. 収容人員の適正な管理に関する権限
7. 防火管理業務従業者に対する指示、監督に関する権限
8. その他、防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

（防火管理上必要な業務の内容）

第３条　防火管理業務を請け負う乙が行う、防火管理上必要な業務の内容は、次のとおりとする。

1. 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること
2. 避難施設等の管理に関すること
3. 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること
4. 消防用設備等の点検・整備の監督に関すること
5. 火気の使用等危険な行為の監督に関すること
6. 収容人員の適正な管理に関すること
7. 防火管理業務従業者に対する指示、監督に関すること
8. その他、防火管理者として行うべき業務に関すること

（業務を行うために必要な事項の説明）

第４条　甲は、乙に対し、規則第２条の２第２項第３号に規定する委託を行う防火対象物の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」について説明するものとする。

　　なお、「防火管理上必要な事項」とは、次のとおりとする。

1. 防火管理体制、自衛消防組織の編成等従業者の配置に関すること
2. 従業者に対する防火上必要な教育の状況に関すること
3. 消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること

（疑義事項の協議等）

第５条　この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めることとする。

本契約の証として本書を２通作成し、甲乙それぞれ１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　住所

　　　氏名 ㊞

乙　　住所

　　　氏名　　　　　　　　　　 ㊞